

武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会 報告書

武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会

令和3年3月

はじめに

武蔵野市教育委員会では、長期宿泊体験学習として平成 4 年度から 3 年間の試行を経て、平成 7 年度から全小学校、平成 8 年度からは全中学校においてセカンドスクールを実施してきました。また、平成 17 年度からは、小学校第 4 学年を対象にプレセカンドスクールを実施しています。「セカンドスクール事業」を開始し、25 年間が経つ中で、平成 27 年度には、その内容や取り組み方が評価され、グッドデザイン賞も受賞いたしました。これまで約 3 万人以上の子どもたちが参加をし、武蔵野市の特色ある教育活動として定着しております。

しかし、急激に変化する社会環境や新学習指導要領への対応等、「セカンドスクール事業」を今後も持続可能な事業としていくために、多面的に問題点や課題を明らかにし、実施の方向性を検討する必要が出てきました。

本検討委員会では、「セカンドスクール事業」は今後とも充実・発展させていく教育活動であると捉え、全 7 回の協議を重ねてまいりました。

本報告書にまとめた検討に留まらず、今後も絶えず現状を見直し、よりよいものを作りあげていく努力を学校教育関係者に期待します。

もくじ

	ページ
1 武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会の設置の背景と目的	1
(1) 設置の背景	1
(2) 設置の目的	2
2 現状と課題	2
(1) プレセカンドスクールについて	2
(2) 小学校セカンドスクールについて	4
(3) 中学校セカンドスクールについて	7
(4) プレセカンドスクール、小・中セカンドスクールに共通した課題	9
3 今後の実施に向けて	10
(1) 各学年において実施する体験活動の系統性や発展性について	10
(2) 授業時間の適切な配当について	11
(3) 小・中連携について	11
(4) 「教師の働きかけ」について	12
(5) 評価について	12
(6) 実施日数について	12
(7) 生活指導員の確保について	12
(8) 今後の実施に関する効果検証について	13
4 資料	14
(1) 武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会設置要綱	14
(2) 図表「武蔵野市長期宿泊体験活動の内容の体系」	15
(3) 武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会 委員名簿	16
(4) 検討の経過	17
(5) 中間のまとめに対するパブリックコメント概要と取扱い一覧	17
①パブリックコメントの実施	17
②意見一覧	18
(6) 武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱	20
(7) 武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱	21

1 武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会の設置の背景と目的

(1) 設置の背景

武蔵野市教育委員会では、平成7年度から、「自然とのふれあい」「長期宿泊」「協働・交流」をねらいとし、小学校第5学年を対象とした1週間程度の宿泊を伴う「セカンドスクール」を開始した。また、中学校においても、平成8年度から第1学年を対象としたセカンドスクールを開始した。その後、平成17年度からは、小学校第4学年を対象としたプレセカンドスクールを実施している。

プレセカンドスクール及びセカンドスクールの目的は、実施要綱に次のように示されている。

＜プレセカンドスクールの目的＞

第1条 この要綱は、武蔵野市立小学校がセカンドスクール（武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱（平成14年11月1日施行）に規定するセカンドスクールのうち小学校第5学年で実施するものをいう。以下同じ。）を実施するにあたり、同要綱第1条に掲げるねらいの達成に寄与するため、プレセカンドスクールを実施することにより、次に掲げるねらいを達成することを目的とする。

- (1) 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。
- (2) 短期の宿泊体験を通じて、集団生活の基礎を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。
- (3) 子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の人々との交流を通じて、進んで他者とのかかわる力を培う。
- (4) 学年ごとの発達段階や子どもたちの実態を踏まえ、セカンドスクールの内容との関連を考慮し、学習効果及び学習意欲を高める。

「武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱」より抜粋

＜セカンドスクールの目的＞

第1条 この要綱は、武蔵野市立小中学校に在籍する児童及び生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（以下「ファーストスクール」という。）では体験し難い総合的な体験学習活動を行うセカンドスクールを実施することにより、次に掲げるねらいを達成することを目的とする。

- (1) 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。
- (2) 長期にわたる宿泊体験を通じ、生活自立に必要な知識や技能を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。
- (3) 子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の方々との交流を通じて、進んで他者とのかかわる力を培う。

「武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱」より抜粋

セカンドスクール事業開始から25年が経過する間、学習指導要領は2回の改訂が行われた。小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施となる新学習指導要領では、学校全体として、教育内容や授業時数の配分、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメント¹に努めることが求められている。

セカンドスクール事業の開始以来、東日本大震災等の自然災害の発生に伴い、実施地を変更するなどの必要な対策をとり、毎年継続して実施してきた。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染

¹ 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。[引用文献：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編]

拡大に伴い、子どもたちの健康で安全・安心な学校生活を守る観点から、全市立小・中学校において、プレセカンドスクール、セカンドスクールを初めて中止とした。

新学習指導要領の改訂や、実施地で子どもたちの宿泊を受け入れている宿の方の高齢化、受け入れ態勢の経年変化などの状況を踏まえ、社会の変化にも対応し、「持続可能性」という観点からも、セカンドスクール事業の在り方を検討していく必要がある。

（２）設置の目的

本検討委員会の要綱に、次のように示しており、セカンドスクールとプレセカンドスクールの活動内容や実施方法に関することを検討した。

＜武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会設置要綱の設置と所管事項＞

（設置）

第1条 武蔵野市立の小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（以下「中学校」という。）（以下「学校」という。）における長期宿泊体験活動（セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。）について、その在り方を検討するため、武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- （１）小学校第5学年で実施するセカンドスクールの活動内容及び実施方法に関すること。
- （２）中学校第1学年で実施するセカンドスクールの在り方に関すること。
- （３）小学校第4学年で実施するプレセカンドスクールの在り方に関すること。
- （４）前3号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

「武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会設置要綱」より抜粋

2 現状と課題

（１）プレセカンドスクールについて

【プレセカンドスクールを実施することの意義について】

平成7年度から、セカンドスクールを実施してきたが、いきなり1週間程度の長期の宿泊に行くことに対し、児童・保護者ともに不安があった。そこで、平成17年度から、プレセカンドスクールとして、セカンドスクールに行く前年の小学校第4学年を対象に2泊3日で実施している（各校の実施状況は、表①のとおり）。

プレセカンドスクールは、児童にとって学校教育において初めての宿泊行事となり、校外における集団生活の在り方や公衆道徳などについて理解し、よりよい集団生活を送るための必要な行動の仕方を学び、身に付けることができるようにする共通の体験の機会として、とても価値がある。また、児童・保護者にとっても、長期の宿泊となる小学校第5学年に実施にするセカンドスクールへの不安を軽減することができるものとなっている。

＜表① 令和元年度の実施状況＞

種別	学校名	実施日		実施場所	現地宿舎
小学校 ブレセカンド スクール	第一小学校	9 月 18 日 (水) ～ 9 月 20 日 (金)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡富士河口湖町	ホテル
	第二小学校	10 月 7 日 (月) ～ 10 月 9 日 (水)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡富士河口湖町	ホテル
	第三小学校	6 月 5 日 (水) ～ 6 月 7 日 (金)	2 泊 3 日	群馬県利根郡片品村	民宿
	第四小学校	9 月 11 日 (水) ～ 9 月 13 日 (金)	2 泊 3 日	群馬県利根郡片品村	民宿
	第五小学校	9 月 25 日 (水) ～ 9 月 27 日 (金)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡山中湖村	ホテル
	大野田小学校	6 月 19 日 (水) ～ 6 月 21 日 (金)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡山中湖村	ホテル
	境南小学校	10 月 2 日 (水) ～ 10 月 4 日 (金)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡富士河口湖町	ホテル
	本宿小学校	10 月 2 日 (水) ～ 10 月 4 日 (金)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡富士河口湖町	ホテル
	千川小学校	10 月 9 日 (水) ～ 10 月 11 日 (金)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡富士河口湖町	ホテル
	井之頭小学校	10 月 9 日 (水) ～ 10 月 11 日 (金)	2 泊 3 日	東京都西多摩郡奥多摩町	民宿
	関前南小学校	9 月 18 日 (水) ～ 9 月 20 日 (金)	2 泊 3 日	東京都西多摩郡檜原村	民宿
	桜野小学校	9 月 12 日 (木) ～ 9 月 14 日 (土)	2 泊 3 日	山梨県南都留郡山中湖村	ホテル

【実施地について】

現在、各校の実施地は表①のとおりである。うち4校は、小学校第5学年で実施するセカンドスクール同様に分宿により実施し、グループごとの宿泊体験を行う。また、8校についてはホテルを宿舎とし、集団として初めての宿泊体験を経験している。どちらの場合においても、課題として、児童数が増加しているため、宿舎に宿泊できる人数を超える可能性があることや、分宿によるため、グループごとに受け入れる民宿の数の確保等がある。児童数の推移を見据えて、必要な宿舎施設等が確保できない場合には、持続可能な取組とするために、数年前から代替の実施場所を検討している状況にある。

【実施内容と授業時数の取扱いについて】

ブレセカンドスクールは、約1週間という長期間、児童が自宅を離れて集団で宿泊や体験活動を行うセカンドスクールの不安を和らげるという意味合いもあるが、各校では「総合的な学習の時間²」の授業として計画を立て実施している。ただ、3日間の実施だけでなく、事前・事後指導もすべて「総合的な学習の時間」の授業に位置付けると、小学校第4学年の「総合的な学習の時間」の標準授業時数は70時間であり、そのうち30～35時間を当てていると考えれば、およそ5割を占めることになる。

このため、「総合的な学習の時間」において、ブレセカンドスクールの他に、児童が興味・関心をもって解決を図る他の学習内容を取り上げる授業時間を確保することが難しい。

また、小学校第4学年における自然宿泊体験活動について、小学校第5学年の体験内容を踏まえ、第4学年としてどのような学びが必要なのか考える必要がある。「総合的な学習の時間」において課題解決を図る学習として適しているのか、他の教科や特別活動等の内容として取り扱う内容かということを整理しなければならない。

² 学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習することと同時に、探究的な学習や協働的な学習をする。[引用文献：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編]

【「むさしのジャンボリー」との関係について】

小学校第4学年はプレセカンドスクールの他に、地域の宿泊行事として、本市と青少年問題協議会地区委員会が主催している「むさしのジャンボリー」の対象学年となっている。宿泊を伴う体験事業として、重複するのではないということから、本委員会において両者の意義について協議を行った。

「むさしのジャンボリー」は、小学校第4、5、6学年、中学生、地域の方を対象として実施されているが、対象学年の全児童・生徒が参加するものではない。「むさしのジャンボリー」は、豊かな自然環境の下で、共同生活をしながら実体験不足を解消し、「自立心」と「創造性」と「豊かな心」を育み、また野外活動を通して「野性」を培い、「自然への興味と理解」を深めることを目的としている。さらに地域の中・高校生にもサブリーダーとして参加してもらい、次世代につながる指導者の育成とともにボランティア活動や地域活動の機会の提供を通じ、地域で青少年を育てていく環境づくりを目的としている。

「むさしのジャンボリー」の実施期間中、小学校第4学年の児童は、第5・6学年の児童の姿を目標として生活をしている。その結果、「むさしのジャンボリー」の初日に不安そうな顔をしている第4学年児童も先輩の第5学年、第6学年児童と一緒に過ごすことで最終日には自信に満ちた表情となる。「むさしのジャンボリー」には、年代が異なる方が参加することで生まれる「縦のつながり」にも重点が置かれている。

一方、プレセカンドスクールは、学校教育としての授業の一環である。ファーストスクール（日常の学校）の学習集団を基礎とし、同学年や同学級の仲間で実施する。普段の学校生活では経験することができない体験をし、児童個人の経験が豊かになるだけでなく、普段の学校生活の中では知ることや見ることができなかった友達を理解する機会ができたり、宿泊によって友達との距離が近くなるからこそ起きるトラブル等の解決を図ったりするなど、人間関係の形成において、「むさしのジャンボリー」の形態や意義が異なる。

よって、「むさしのジャンボリー」とセカンドスクールは、児童自身が荷物等の準備や片付け等を行う自主・自律性等が養われる等、生活面における同一の意味をもつ部分もあるが、目的や活動内容が大きく異なるものであることから、重複する事業とはならないとの結論に至った。

（２）小学校セカンドスクールについて

【セカンドスクールの意義について】

セカンドスクールは、各校6泊7日の長期宿泊体験活動として、武蔵野市の環境とは異なる長野県、新潟県、富山県の自然豊かな実施地において、複数の民宿に分宿して実施している（各校の実施状況は、表②のとおり）。この長期宿泊体験活動により、自然体験や実施地ならではの生活を体験することによって、自然の雄大さや偉大さ、有限性を目の当たりにしたり、自然から成る食品の恩恵を実感したりすることができている。また、普段の武蔵野市での生活を振り返る機会ともなり、そのよさや有り難さについて実感をもって気付くことができる。

一定の期間を確保した宿泊体験活動は、児童の様々な体験活動の時間そのものや、活動時間と活動時間の間の時間等に余裕をもたせることができる。このゆとりある時間の中で、自己の日常生活やセカンドスクールでの活動をじっくりと振り返ることができ、普段の便利な生活や、どれだけ家族に支えられているかに気付く。また、分宿とすることで、宿舍ごとの児童の人数が少なくなることから、児童同士、宿の方や生活指導員など、多くの他者と関わる必要性や状況が生じ、教育的な効果を高めているという側面もある。

＜表② 令和元年度の実施状況＞

種別	学校名	実施日		実施場所	現地宿舎
小学校 セカンド スクール	第一小学校	9 月 25 日 (水) ～ 10 月 1 日 (火)	6 泊 7 日	新潟県魚沼市	民宿
	第二小学校	9 月 29 日 (日) ～ 10 月 6 日 (日)	7 泊 8 日	富山県南砺市利賀村	民宿
	第三小学校	9 月 24 日 (火) ～ 9 月 30 日 (月)	6 泊 7 日	新潟県南魚沼市	民宿
	第四小学校	5 月 30 日 (木) ～ 6 月 5 日 (水)	6 泊 7 日	長野県飯山市	民宿
	第五小学校	9 月 12 日 (木) ～ 9 月 18 日 (水)	6 泊 7 日	新潟県南魚沼市	民宿
	大野田小学校	9 月 19 日 (木) ～ 9 月 25 日 (水)	6 泊 7 日	長野県飯山市	民宿
	境南小学校	9 月 18 日 (水) ～ 9 月 24 日 (火)	6 泊 7 日	長野県飯山市	民宿
	本宿小学校	9 月 24 日 (火) ～ 9 月 30 日 (月)	6 泊 7 日	新潟県南魚沼市	民宿
	千川小学校	9 月 19 日 (木) ～ 9 月 25 日 (水)	6 泊 7 日	新潟県南魚沼市	民宿
	井之頭小学校	9 月 25 日 (水) ～ 10 月 1 日 (火)	6 泊 7 日	長野県飯山市	民宿
	関前南小学校	10 月 1 日 (火) ～ 10 月 7 日 (月)	6 泊 7 日	長野県飯山市	民宿
	桜野小学校	9 月 22 日 (日) ～ 9 月 28 日 (土)	6 泊 7 日	長野県飯山市	民宿

【実施地について】

現在、実施している各校の実施地は表②のとおりである。多くの学校が、特段の理由がなければ、一定の期間、実施場所の変更をせずにセカンドスクールを実施している。そのため、実施地でも児童をよりよい環境で受け入れるために、毎年様々な工夫がなされている。

分宿により、それぞれの民宿の経営者が、児童にとって宿の「お父さん」「お母さん」となる。「お父さん」「お母さん」は、児童が実施地で生活している間、宿舎として、児童の基本的な生活の支援をしながら、時には、指導者となり学びを支えたり、一日の終わりに児童の振り返りの場を見守っていただけたりする。

約 1 週間という実施期間中において、様々な活動や体験ができる環境が必要である。また、宿の「お父さん」「お母さん」には、児童の活動を共に行ったり、支えたりする体力も必要となる。実施地として非常に良い場所であっても、宿の「お父さん」「お母さん」の高齢化に伴い、現地の宿舎の数や、宿泊者の受け入れ状況も徐々に変わっていくという課題がある。

さらに、近年の自然災害などの状況を踏まえ、万が一、実施中にそれらが発生した場合、道路や鉄道などが寸断された際の対応も想定した準備が要る。実施地については、受け入れる民宿経営者の方の高齢化への対応や武蔵野市と実施地との距離等を踏まえ、持続可能とするために、定期的に見直しをしていくことが必要である。

【授業時数の取扱いについて】

小学校第 4 学年同様、セカンドスクールの活動を事前事後指導も含め「総合的な学習の時間」の授業に位置付けている。小学校第 5 学年の「総合的な学習の時間」の標準授業時数は年間 70 時間であり、そのうち 40 時間をあてていることを考えると、およそ 6 割強を占めることになる。

武蔵野市においては、小学校第 5 学年からは「武蔵野市民科³」の学習活動が始まり、「総合的な学習の時間」

³ 社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力の育成を目指し、「自己・学校・地域・社会など」から課題を見付け、解決に向けて取り組む学習 [引用文献：武蔵野市民科教員向け手引 平成 31 年 3 月武蔵野市教育委員会]

における問題解決的な学習の取組とするところも大きい。そこで、活動内容に応じた授業時数の扱いについて見直す必要がある。

【宿泊日数について】

小学校では、新学習指導要領が令和2年度から全面実施となり学校教育に求められる内容が変容する中で、教員の働き方改革として長時間勤務などが課題となっている。武蔵野市においては「先生いきいきプロジェクト」を展開しているが、このような状況下で、セカンドスクール事業の持続可能性を探り、セカンドスクールの効果を失わない実施方法や宿泊日数を見直す検討を行う必要がある。

検討委員会では、セカンドスクールは本市の特色ある教育の第一であり、今後もその教育的効果を失うことなく継続して実施していけるように、持続可能なセカンドスクールの方向性について協議を重ねてきた。その結果、6泊7日から1泊減らすことで、ファーストスクール（日常の学校）での「総合的な学習の時間」の授業時数の圧迫の緩和などが期待できるのではないかという意見があった。第5学年で学ぶ「総合的な学習の時間」を、様々な学習内容を取り扱い、バランスよく充実したものとし、長期宿泊体験のねらいを達成するために必要な宿泊日数について、宿泊日数を減らしたシミュレーションを行いながら協議を行った。

主な意見は以下のとおりである。

- 東京でもできることは、削減の対象と考えられる。
- いくらでも体験する活動を削ることは可能だが、体験して初めて分かることもある。「何回もやるからよいだろう」「どうせわかるだろう」ということで減らしてしまうと、児童の実感がなく帰ることになる。むさしのジャンボリーは2泊3日だが、3日間だけだと周りの子に不満があっても我慢して帰る。長く一緒に生活することで児童同士が、信頼関係を築くことができる。
- 小学校セカンドスクールの目的に、人間関係や児童の自主性・自律性を育てることがある。開始3日目で児童たちとの距離感が縮まり、児童同士の人間関係が充実してくるのは5日目という宿の方からの感想が多かった。
- 児童の自主性の高まりは、1日目と4日目という意見があった。4日目に高まるのは、緊張感がとれて、宿泊地での生活に少し慣れてきたところで、自分でやらなければならないことが分かってくるためではないかと考えられる。
- 児童は、生活指導員など、普段関わらない大人との交流で成長する部分もある。「より深い人間関係の形成」の視点では、一定の泊数が必要と考える。
- 児童同士の仲が悪かった学年も帰ってくると仲良くなっているということもある。児童自身の他者を思う心などが変わるという意味で宿泊数は大事だと思う。
- 周りの保護者に意見を聞いてみたが、日程を短くしてほしいという意見が大半だった。4泊5日より5泊6日で帰ってきたときの子どもの顔が見たい。一方で先生も大変だと思うので、日程はそのまま、教員負担を減らしてほしい。
- 日数が短縮されることで、児童が時間、時間で追いつめられるようにならないか心配している。先生方は充実した活動をさせたいと詰め込みがちになる。心の成長を考えると、周りを見られるような時間も必要だと思う。活動日程には余裕も必要である。
- 困難を経験し、家に帰りたいたいという思いを乗り越えたり、人間関係の調整をしたりするには、最低5泊は必要である。
- セカンドスクールに参加する児童への効果を減らさずに、持続可能性や先生方の負担などを考慮すると、1泊減らすところが最低限のラインである。
- これまでも、実施期間中に引率教員の勤務の交代を実施してきたが、学校の実態に応じて、担任の教員も途中で交代をする計画についても検討することが大切である。

（３）中学校セカンドスクールについて

【中学校セカンドスクールの意義について】

中学校セカンドスクールは、中学校第 1 学年を対象に 4 泊 5 日の日程で実施している（各校の実施状況は、表③のとおり）。普段の学校生活では体験し難い体験活動を実施することにより、自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を養っている。生活自立に必要な知識や技能を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てたり、子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の方との交流を通じて、進んで他者と関わる力を培ったりしている。4 泊の間でホテル泊や農家泊、キャンプ泊など、各校宿泊の形態を工夫している。

ただ、現在は、「武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱」と小中共通の要綱に基づき実施しており、ねらいが同じとなっている。要綱に示されたねらいを小学校で達成できるのであれば、中学校セカンドスクールは発達段階を踏まえた別のねらいの設定が必要である。小学校セカンドスクールで生活を共にし、よりよい人間関係を作っていることから、中学校セカンドスクールでは、さらにステップアップした学びができる長期宿泊体験が求められる。

例えば、他者と協働しながら課題解決をするグループ活動を多く設定することで、よりよい人間関係を形成するなど、小学校との明確な区別が必要かもしれない。要綱の見直しを含め、中学校では何をを目指すのかということを明確にするべきである。

＜表③ 令和元年度の実施状況＞

種別	学校名	実施日		実施場所	現地宿舎
中学校セカンドスクール	第一中学校	9 月 26 日 (木) ～ 9 月 30 日 (月)	4 泊 5 日	長野県北安曇郡白馬村	民宿3泊 ホテル1泊
	第二中学校	5 月 21 日 (火) ～ 5 月 25 日 (土)	4 泊 5 日	新潟県十日町市松之山	農家2泊 旅館2泊
	第三中学校	9 月 30 日 (月) ～ 10 月 4 日 (金)	4 泊 5 日	長野県北安曇郡白馬村	民宿2泊 ホテル2泊
	第四中学校	9 月 25 日 (水) ～ 9 月 29 日 (日)	4 泊 5 日	群馬県利根郡みなかみ町	キャンプ1泊 農家2泊、ホテル1泊
	第五中学校	9 月 17 日 (火) ～ 9 月 21 日 (土)	4 泊 5 日	長野県北安曇郡白馬村	民宿3泊 ホテル1泊
	第六中学校	9 月 4 日 (水) ～ 9 月 8 日 (日)	4 泊 5 日	長野県安曇野市	農家1泊 公営宿泊施設3泊

【小中連携について】

セカンドスクールについて、強烈な印象を与えているのは小学校セカンドスクールの方であることが検討委員会の協議においても確認された。しかし、中学生には中学生なりの視点や学びがあり、セカンドスクールにおいても、小学校との適切な接続や学習の進め方を考える必要がある。小中連携におけるセカンドスクールの系統性を整理する必要がある、小中連携の視点を大切にしたい。

これまで、事業の共通理解を図るため、毎年「セカンドスクール報告会」を行ったり、「セカンドスクール・プレセカンドスクール実施報告書」を作成したりしてきたが、小中連携について踏み込んだ実践や系統性の確認が行われてこなかった。中学校セカンドスクールが、小学校セカンドスクールと連動するものにするためにも、中学校区で各小中学校のセカンドスクールの活動内容について、活動の質を高めるためにどのような改善や工夫をしていくべきかを協議する機会を設け、情報共有する必要がある。

【実施内容と授業時数の取扱いについて】

中学校も小学校と同様にセカンドスクールは「総合的な学習の時間」の授業として実施している。中学校の「総合的な学習の時間」では、他に進路指導や地域との行事などを題材に問題解決的な学習を展開する活動がある。

しかし、中学校第1学年「総合的な学習の時間」の標準授業時数は50時間であり、セカンドスクールを考慮すると授業時数を工面するのが難しい状況にある。新学習指導要領では教科等の横断的なアプローチによるカリキュラム・マネジメントが求められていることから、改めて教科の切り口から迫っていくことが大切である。

また、セカンドスクールが目指す効果を失わずに、実施内容や宿泊日数の妥当性について検討していく必要がある。検討委員会では、中学校セカンドスクールの意義や小中連携を考える上で具体的な活動を見直した活動案を持ち寄り、協議を行った。主な意見は以下のとおりである。

- 中学校独自の体験として、キャリア教育を見据えた職業体験活動を実施する。
- 農家の方に、職業としての農家、農業という仕事についてインタビューをする。
- 将来、ボランティアに参加できるような資格や経験につながるような活動。
- 現在取り組んでいる学校があるが、現地の中学校との交流を進める。
- 事前に現地について調べていくことから、「地域活性化」をテーマにして、武蔵野市と比較した現地の調査や分析をする。ファーストスクール（日常の学校）に戻ってきた後に、他学年や地域・保護者に紹介をする。
- 宿泊する地域が抱える問題点を社会問題や武蔵野市と結び付けるなどして、解決する方法を探る活動。
- 「持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだす」第一歩としてセカンドスクールを位置付け、宿泊する地域独自の取り組み現場を訪れる学習。
- 自然体験活動として、ハイキングより体力を要したり、自分たちでコースの選択をしたりする登山など、生徒が高い目標を掲げて挑戦する活動。

（４）プレセカンドスクール、小・中セカンドスクールに共通した課題

【評価について】

① 児童・生徒に対する評価

教育活動として充実した長期宿泊体験活動の取組としていくためには、児童・生徒に対する「評価」が必要である。それぞれのセカンドスクールでは、児童・生徒に関わる全ての大人が、体験活動や話し合い活動において、一人一人の活動やグループ活動の見守り、その変容や状況に応じた賞賛、促し、励まし等の支援や指導を行っている。これは、児童・生徒に関わる大人それぞれの経験に基づいた働きかけであるため、児童・生徒に関わる全ての大人が、共通理解のもとに接していくことが重要である。また、現在も実施しているが、自己やグループ活動の一日の振り返りの時間に、「振り返り日誌」等をより一層活用し、児童・生徒が自らの活動を評価することが大切である。

② 事業自体の評価

市の事業として、より充実した取組にしていくために、毎年、「セカンドスクール・プレセカンドスクール実施報告書」を作成し、各校の成果と課題がまとめられている。また、セカンドスクール事業開始10周年、15周年、20周年などの節目に、子どもたちやその保護者、卒業生、教員を対象としたアンケート調査により事業の評価を行っている。

しかし、年度ごとの事業評価についての蓄積は必ずしも十分ではない。そこで、さらに改善を図っていくことができるよう、事前事後のアンケート調査を実施し、長期宿泊体験活動が児童・生徒に及ぼす影響を分析・評価し、結果について、日常の教育活動や次年度のプログラム作成に反映していくことが重要である。

【生活指導員の確保について】

生活指導員の業務内容は、プレセカンドスクール、セカンドスクール実施期間中において、宿舎内外における児童・生徒の健康や安全等の生活に関わる援助及び必要な指導を行うものである。宿泊形態や分泊の宿舎数等により、その配置人数を決めている。

平成30年度までは、生活指導員は特別な事情がない限り、各宿に1人の配置だった。分宿の場合、1人でグループの児童・生徒を見なければならず、児童・生徒への支援や指導がうまくいかずに悩む生活指導員がいた。

平成31年度より、小学校セカンドスクールでは、各宿に生活指導員を2人の体制としたことにより、1人で悩まず、生活指導員同士で話し合ったり、交代して業務にあたることで休憩時間をとる体制を整えたりすることができた。一方で、2人体制になったために、児童数が多い小学校では、24名の生活指導員を確保する必要があり、毎年苦慮しているという現状がある。プレセカンドスクールと中学校セカンドスクールでは、児童・生徒約15人に対して生活指導員1人の割合で配置しており、いずれも生活指導員の確保を行う学校の負担は大きい。

人数を集めるだけでも大変であり、複数の大学に協力を依頼し、毎年、生活指導員の紹介をお願いしている。年が明けたらすぐに生活指導員を探し始めるなど、各校の確保の工夫に頼っている状況にある。

3 今後の実施に向けて

ブレセカンドスクール、セカンドスクールそれぞれの成果や課題に関する議論を踏まえ、武蔵野市長期宿泊体験活動の今後の実施に向けて、次のとおり提案する。

（１）各学年において実施する体験活動の系統性や発展性について

小学校第5学年で実施する長期宿泊体験活動を基にして、第4学年で実施するブレセカンドスクールでの体験活動の内容・方法、中学校第1学年での体験活動の内容・方法を、その重なり、系統性、発展・充実といった視点で見直し、設定するようにする。

本検討委員会での協議を踏まえ、長期宿泊体験活動の活動内容を「自然体験活動」、「よりよい人間関係の形成を育む活動」、「当該学年にふさわしい特色ある活動」の3つの視点に整理した。

また、長期宿泊体験活動を通して、育成を目指す資質・能力を「自然を愛する心」、「課題解決能力」、「情報活用能力」、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」とし各学年の発達段階に応じた活動内容を設定し、課題解決を図る学習を展開する。（P15の図表「今後の武蔵野市長期宿泊体験活動の内容の体系」を参照）

◆長期宿泊体験活動の具体的内容

【自然体験活動】

- 武蔵野市とは異なる自然の豊かさに触れる体験を設定する。
- 自然と人との調和の大切さを体感する活動を設定する。
- 児童・生徒が挑戦したい自然体験活動を設定する。

＜具体的な活動例＞

ブレセカンドスクール	現地の自然（山、川、湖、滝、鍾乳洞、森林など）を感じるハイキングやトレッキング、月や星の観察、宿周辺の動植物の観察
セカンドスクール（小5）	天気や川原の観察、現地の環境問題の調査、農業体験、林業体験
セカンドスクール（中1）	SDGsに関する調査、現地の自然に関するボランティア活動、災害時に活用できる知識・技能を学ぶキャンプ泊、子ども自身がハイキングや登山のコース選択や設定をして挑戦する活動

【よりよい人間関係の形成を育む活動】

児童・生徒相互、教員、宿の方、生活指導員、現地の子どもとの関わり合いを大切にするとともに、児童・生徒相互の関わりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活する大切さが実感できるような体験活動も位置付ける。

- 初めて体験する宿泊学習を通して、集団生活の基礎を身に付ける体験をする。
- 他者とのよりよい人間関係を築く場を設定する。
- 他者との協働による課題解決の機会を設定する。

＜具体的な活動例＞

プレセカンドスクール	集団生活のきまりや公衆道徳を理解する活動	グループでの話し合い活動の場と時間の設定 (例) ①グループによる活動の振り返り ②明日の活動についての話し合い ③実践 ④振り返り日誌の記録(①～④の活動を宿泊期間中積み重ねる) (※振り返り日誌は、各学校が児童・生徒の実態や各学年の発達段階に応じて、内容を検討し作成)
セカンドスクール(小5)	分宿による仲間づくりや協調して生活することの大切さを実感する活動、感謝の気持ちを伝える活動の計画・役割分担・準備・実施、現地の小学生との交流	
セカンドスクール(中1)	グループ毎による追究型の課題解決体験(実施地の現代的な課題や解決方法の調査、実施地と武蔵野市との比較、ポスターセッション)、実施地の中学生との交流	

【当該学年にふさわしい特色ある活動】

- 所属校や武蔵野市とは異なる場での人々との出会いを設定する。
- 長期にわたって民宿にグループで宿泊をする体験活動を設定する。
- 持続可能な視点から実施地の産業等を学ぶ社会体験を取り入れる。
- 各教科等の学習に関連する学習活動を設定する。

＜具体的な活動例＞

プレセカンドスクール	実施地の小学生との交流、実施地の人々の生活や産業と武蔵野市との関わりを調べる活動
セカンドスクール(小5)	民宿の方と歴史や暮らしについての語らい、郷土食の調理や試食、感謝を伝える活動、年間を通して実施地や宿の「お父さん」「お母さん」と関わる活動
セカンドスクール(中1)	実施地の農林水産業、伝統工芸、観光に関する調査、プレ職場体験、現地のガイドブック作り(フィールドワークを通して調査、取材、編集等)

(2) 授業時間の適切な配当について

新学習指導要領の全面实施、武蔵野市民科の実施等を踏まえ、これまでセカンドスクールの活動が、総合的な学習の時間を中心に行われてきたことを見直し、各体験活動のねらいや内容・方法に応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を適切に配当する。

(3) 小・中連携について

現在は、「武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱」と「武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱」に基づき事業を行っている。

今回、「自然体験活動」、「よりよい人間関係を形成する活動」、「当該学年にふさわしい特色ある活動」の3つの視点で、小学校第4学年、5学年、中学校第1学年の活動内容を系統性、発展・充実の観点から整理した。それに伴い、現行の実施要綱では、小学校第5学年と中学校第1学年のセカンドスクールの目的が同じ内容で示されているところを、両者の目的を明確に示した実施要綱に改訂する。

また、体験活動の成果、課題、重なり、継続性、接続性、発展・充実性等を検討し合う関係小中学校(小学校の卒業生が入学する中学校)との事前の体験活動連携会議等を計画・実施する。そして、その結果を自校のプログラム作成に反映する。

（４）「教師の働きかけ」について

児童・生徒一人一人の資質・能力を育成し、自己肯定感や挑戦意欲の向上を図るために、教師の働きかけの在り方について、事前に具体的な打ち合わせをして共通理解を図る。これらの内容は、生活指導員にも説明し、同じ方向性で児童・生徒に対する支援や指導ができるようにする。（P15の図表「今後の武蔵野市長期宿泊体験活動の内容の体系」を参照）

（５）評価について

- ① 児童・生徒の評価については、一人一人の学びの過程を、目指す資質・能力に照らし合わせ、成長した点を評価する。振り返り日誌は、各学校が児童・生徒の実態や各学年の発達段階に応じて、内容を検討し作成する。
- ② 長期宿泊体験活動が児童・生徒に及ぼす影響について、事前・事後のアンケート調査を実施し、分析・評価した結果を日常の教育活動や次年度のプログラム作成に反映するための評価をする。

（６）実施日数について

長期間の宿泊体験活動は、児童・生徒の人間関係をつくる資質・能力を育むためには効果的である。日常とは異なる環境での宿泊体験活動は、友達との人間関係や自己の課題解決において悩むことも生じてくるが、そのことを自分自身で考えるとともに、友達や周囲の大人と話し合うことで乗り越えていく日数が必要である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編〔第4節 学校行事 2学校行事の内容（4）遠足・集団宿泊的行事 ②実施上の留意点〕では、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれると示されている。

小学校第4学年のプレセカンドスクールでは、宿泊日数を1泊にすると、集団生活をする上での係活動に取り組んだだけで宿泊期間が終わってしまうことがある。2泊3日の時間が確保されると、児童が何か失敗したとしても、やり直しをしたり、さらによりよくしようと挑戦したりする機会ができ、成功体験へとつなげることができる。

また、教師は2泊3日の時間があることで、学校生活では見えなかった児童の動きや成長をみとることができる。初めての宿泊行事ということや、発達段階を踏まえ児童の成長する機会としてふさわしい2泊3日が適切である。

小学校第5学年のセカンドスクールにおいては、児童が互いに関わりを深め、お互いのことをよりよく深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することができる最低の日数を考え、5泊6日が適切であると協議した。

中学校第1学年のセカンドスクールにおいては、小学校セカンドスクールとの活動内容の重複に関することや、系統性・発展性を考慮して活動内容を見直す。また、自主的な活動の場を十分に考慮し、生徒相互の協力、人間関係を深める活動などの充実、現地の宿の方とのつながりやゆとりをもたせた活動が必要であることから、日数は現状のままだが望ましい。

（７）生活指導員の確保について

現在、主として大学生に協力を募っているが、大学の授業等の都合もあり、2泊3日の参加も難しいことが多い。

また、生活指導員経験者からの紹介を受けて依頼するにしても、必要な人数を確保することは非常に困難である。他地区で実績のある野外活動等を主として行っているNPO法人や、地域の団体等と連携し、多方面に生活指導員を依頼できるように依頼先を開拓し、学校の負担を軽減できるようにする。

（８）今後の実施に関する効果検証について

今後の実施状況については、（５）②に示した事前・事後アンケート調査の分析を経年で行うなど成果や課題を蓄積する。一定の期間を経過したところで、本報告書にある見直しの内容の成果や課題について、校長会等と情報を共有し、効果検証を行い、改善を図っていく。

4 資料

(1) 武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立の小学校(以下「小学校」という。)及び中学校(以下「中学校」という。)(以下「学校」という。)における長期宿泊体験活動(セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。)について、その在り方を検討するため、武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 小学校第5学年で実施するセカンドスクールの活動内容及び実施方法に関すること。
- (2) 中学校第1学年で実施するセカンドスクールの在り方に関すること。
- (3) 小学校第4学年で実施するプレセカンドスクールの在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市立小中学校長会を代表する者 3人
- (2) 学校の教員 3人
- (3) 学校の児童又は生徒の保護者 3人
- (4) 学識経験者 1人
- (5) 教育部長
- (6) 教育部指導課長
- (7) 教育部統括指導主事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 第3条第3号及び第4号に掲げる委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会が市長と協議して定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年11月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は教育委員会」とあるのは「教育委員会」とする。

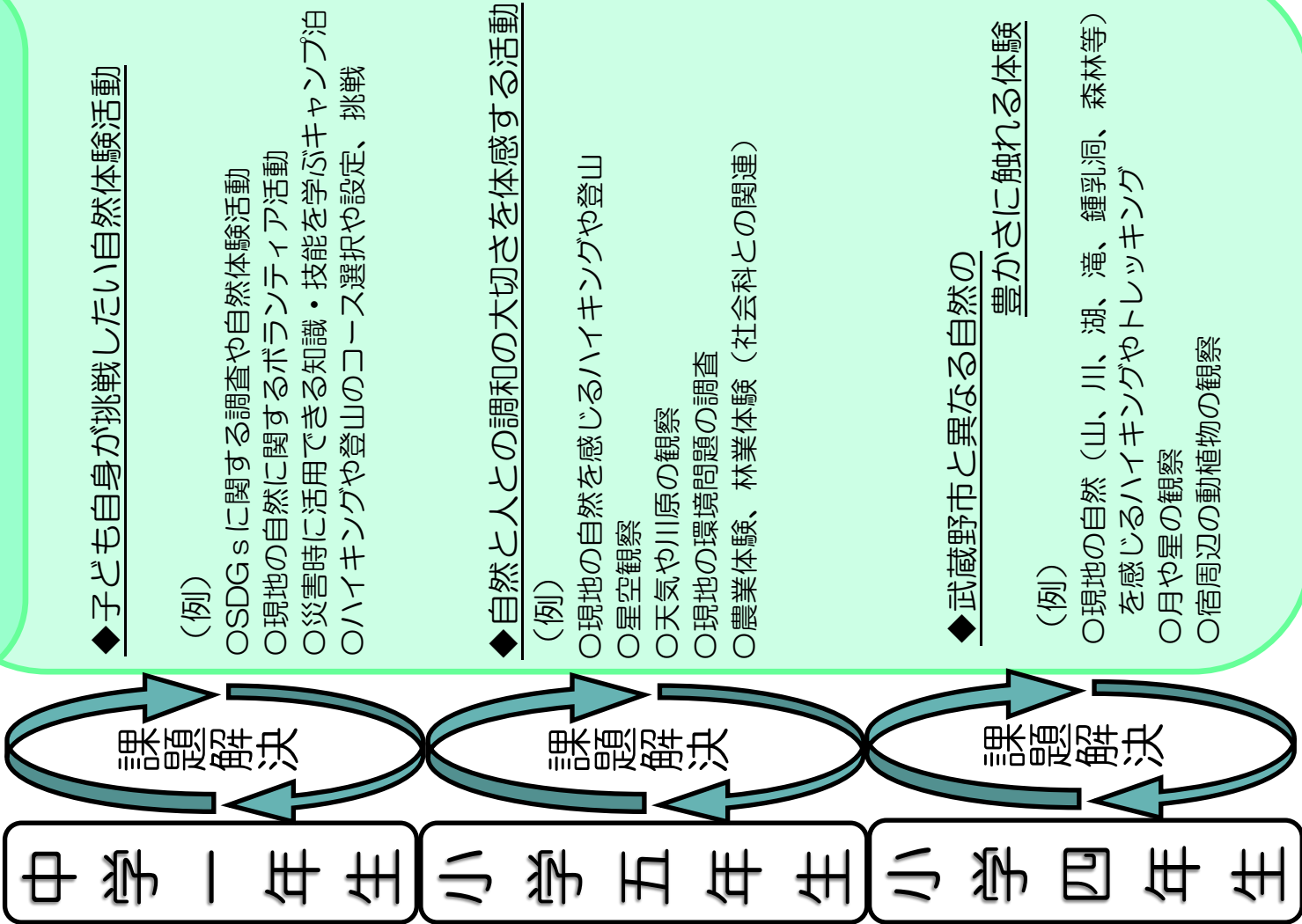
今後の武蔵野市長期宿泊体験活動の内容の体系

自然体験活動

よりよい人間関係の形成を育む活動

当該学年にふさわしい特色ある活動

学習形態



- ◆子ども自身が挑戦したい自然体験活動
- (例)
- OSDGsに関する調査や自然体験活動
 - 現地地の自然に関するボランティア活動
 - 災害時に活用できる知識・技能を学ぶキャンプ泊
 - ハイキングや登山のコース選択や設定、挑戦

- ◆自然と人との調和の大切さを体感する活動
- (例)
- 現地地の自然を感じるハイキングや登山
 - 星空観察
 - 天気や川原の観察
 - 現地地の環境問題の調査
 - 農業体験、林業体験（社会科との関連）

- ◆武蔵野市と異なる自然の豊かさに触れる体験
- (例)
- 現地地の自然（山、川、湖、滝、鍾乳洞、森林等）を感じるハイキングやトレッキング
 - 月や星の観察
 - 宿周辺の動植物の観察

- ◆他者との協働による課題解決の機会を設定
- (例)
- グループ毎による追究型の課題解決体験
 - ・現地地の現代的な課題や解決方法の調査
 - ・現地と武蔵野市との比較、ポスターセッション
 - 現地地の中学生との交流

- ◆他者とのよりよい人間関係を築く場の設定
- (例)
- 分宿による仲間づくりや協調して生活することの大切さの実感
 - 感謝を伝える活動の計画、役割分担、準備、実施
 - 現地地の小学生との交流

- ◆集団生活の基礎を身に付ける場の設定
- (例)
- 集団生活のさまりや公衆道徳の理解
 - 集団生活の基礎を身に付ける体験
 - 今日の活動の振り返りや、明日のめあての話し合い活動

- ◆持続可能な視点から産業等を学ぶ社会体験
- (例)
- 現地地の農林水産業、伝統、観光に関する調査
 - ブシ職場体験、特産品の加工、製造、販売等
 - 現地地のガイドブック作り
 - ・フィールドワークを通して調査、取材、編集等

◆各教科等の学習に関連する活動

- ◆民宿への長期にわたる分宿体験活動
- (例)
- 民宿の方との語らい（歴史、くらし）
 - 郷土食の調理、会食
 - 感謝を伝える活動（感謝の会、周辺の清掃等）
 - 年間を通して宿泊地と関わる活動

- ◆所属校や武蔵野市とは異なる場での出会い
- (例)
- 現地地の人々の生活や産業と武蔵野市との関わりを調べる活動
 - 現地地の方々と関わる活動

教員の働きかけ

児童・生徒一人一人の活動やグループ活動の見守り、その変容や状況に応じた賞賛、促し、励まし等、支援や指導に努める。

評価

- ☆児童・生徒一人一人の学びの過程を、目指す資質・能力に照らし合わせ、成長した点を評価する。
- ☆事前事後のアンケート調査の実施、分析・評価をし、日常の教育活動や次年度のプログラムに生かす。

目指す主な資質・能力

自然を愛する心、課題解決能力

情報活用能力、人間関係形成

社会参画

自己実現

【表の見方について】

この表は、長期宿泊体験活動検討委員会で協議されたこと、学習指導要領に示されていることなどを基に作成した各学年における長期宿泊体験活動中における体験活動の例示です。各学校で、体験活動の実施プログラムなどを組み合わせた場合の一つの参考例として示しました。なお、現地地のガイドブック作り、郷土食の調理、宿の方との語らい等々、そのねらいや、内容・方法等がその学年段階に合ったものであれば、小学校でも中学校でも計画化できます。学校の実態や現地地の特色を踏まえて、学年の枠は弾力的に考えてください。

(3)武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・職名等
学識経験者	小山田 穰	元 東京学芸大学 教職大学院特任教授
武蔵野市立小中学校長会を 代表する者	赤羽 幸子	井之頭小学校長
	宮崎 倉太郎	境南小学校長
	若槻 善隆	第六中学校長
武蔵野市立小中学校の教諭	田中 裕介	第五小学校主幹教諭
	中瀬 雅美	第二小学校主幹教諭
	西尾 未和	第四中学校主幹教諭
武蔵野市立小中学校の 児童生徒の保護者	三原 忍	第一中学校PTA会長
	後藤 真澄	第二中学校PTA会長
	塚田 晃浩	関前南小学校PTA会長
教育部長	福島 文昭	—
教育部指導課長	秋山 美栄子 (令和2年3月まで) 村松 良臣 (令和2年4月から)	—
教育部統括指導主事	小澤 泰斗	—

(4)検討の経過

回	日 時	主な議題内容
第1回	令和元年 12月20日(金) 15時15分～16時45分	・セカンドスクール等とこれまでの取組について ・セカンドスクール等の実施に関する成果と課題について
第2回	令和2年 2月10日(月) 15時30分～17時00分	・プレセカンドスクールの成果と課題について ・新学習指導要領とセカンドスクールの関連について ・セカンドスクール等の課題に対する解決策や工夫について
第3回	令和2年 6月18日(木) 15時00分～16時45分	・小学校セカンドスクールのねらいや、課題、宿泊数等について ・中学校セカンドスクールの意義と活動内容の課題について
第4回	令和2年 8月25日(火) 15時00分～16時45分	・中学校セカンドスクールのねらいの重点化について ・中学校セカンドスクールのねらいに即した活動内容について
第5回	令和2年 10月8日(木) 15時30分～17時00分	・武蔵野市長期宿泊体験活動の今後の方向性について ・長期宿泊体験活動の事業における評価について
第6回	令和2年 11月5日(木) 15時00分～16時45分	・長期宿泊体験活動の児童・生徒の評価(教師の働きかけ)について ・小学校セカンドスクール、中学校セカンドスクールの適切な宿泊数について ・生活指導員確保の課題について ・長期宿泊体験活動検討委員会 報告書 中間のまとめ(案)の検討
第7回	令和3年 1月25日(月) 書面開催	・長期宿泊体験活動検討委員会 報告書 中間のまとめのパブリックコメントについて ・報告書のまとめ

(5)中間のまとめに対するパブリックコメント概要と取扱い一覧

①パブリックコメントの実施

実施期間：令和2年12月10日(木)～令和3年1月6日(水)

配布場所：指導課、市政資料コーナー、市政センター、コミュニティセンター、図書館

応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

広 報：市報(12月15日号)、市ホームページ、facebook等

②意見一覧

番号	項目	意見要旨	取扱
1	委員会全般	「現状と課題」の記載だけでは検討委員会設置の背景がはっきりしない。	本報告書 P1 に記載しました。
2	委員会全般	検討委員会設置の目的を記載すべき。	本報告書 P2 に記載しました。
3	委員会全般	検討委員会で共有していたセカンドスクールとプレセカンドスクールの目的を明確に記載すべき。	本報告書 P2 に記載しました。
4	委員会全般	「実施内容と授業時数の取り扱いについて」は検討をしていただいたのは、とてもよい。	ご意見として承ります。
5	委員会全般	新型コロナウイルス感染症が当面終息するまでの対応も記載があった方がよい。	本報告書は、今後の方向性として検討してきたものであります。当面の終息までの対応については、別途、国や東京都、市の状況を踏まえ、その都度、ある程度の見通しをもって、情報発信していきます。
6	委員会全般	移動教室(小6)・修学旅行(中3)との比較がない。公教育の費用負担を誰がすべきかという課題も含め移動教室と修学旅行も取り上げるべきではないか。	移動教室と修学旅行の目的や実施形態と、セカンドスクールのそれらとは異なるため比較していません。費用に関する課題を把握できるよう努めます。
7	プレセカンドスクール	ジャンボリーとの違いが記載されているのはよいが、ジャンボリーの説明をもう少し詳しくするべき。	ご意見を受け、ジャンボリーの活動内容について、記載しました。
8	プレセカンドスクール	ジャンボリーと公教育の一つであるプレセカンドスクールの比較は意味がない。	宿泊を伴う体験事業として、目的が重複するのではないかとご意見が寄せられていましたので協議しました。協議の結果、目的や活動内容が大きく異なるものであることから、重複する事業とはならないと結論にいたりました。ご意見として承ります。
9	小学校セカンドスクール	小学校セカンドスクールの6泊7日、7泊8日は、集団生活が苦手な子どもにとってかなり苦痛があると思う。4泊5日でも詰め込み過ぎなければ目的は達成できるのではないか。	セカンドスクールの目的を明確にし、どのような活動を実施することで、その目的を達成することができるのか、検討していきます。なお、本報告書では、長期宿泊活動における一人一人の状況を見守り、その変容や状況に応じた「教師の働きかけ」の重要性を示すようにしました。関連内容は、P9の【評価について】「①児童・生徒に対する評価」、P12の「(4)『教師の働きかけ』について」等があります。
10	小学校セカンドスクール	全行程を担当が引率できないのは保護者としては心配。	宿泊期間中に教員が交代する場合は、児童の活動の様子や健康状態等を、引継ぎ日に引率教員間で情報を共有しています。特に健康面に関しては、期間を通して対応する看護師を派遣しております。
11	中学校セカンドスクール	4泊5日で実施する意味があるのか疑問。修学旅行と同様2泊3日でもよいのではないか。	P12「(6)実施日数について」に記載した通り、目的を達成するためには、一定の宿泊日数が必要であると考えます。
12	中学校セカンドスクール	セカンドスクールを4泊5日行わなくても、校外学習(1年)、職場体験(2年)生徒会活動など様々な学校行事により中学生の自治の力を育成できるのではないか。	セカンドスクールは、校外学習や、職場体験等とは異なる集団や学習形態を形成し、多角的・多面的に生徒の自治の力が育まれるものであると考えています。

番号	項目	意見要旨	取扱方針
13	セカンド スクール 全般	セカンド・プレセカンドスクール以外でも、武蔵野市の良さを感じる機会はある。武蔵野市民科は、平和学習など、多角的なアプローチがあってもよいのではないかな。	武蔵野市民科では、取り扱う学習テーマの例として、福祉・ボランティア、国際理解、環境、伝統・文化理解、安全・防災等、各学校や武蔵野市の特色を生かした内容を示しています。
14	セカンド スクール 全般	共同生活により多様性やそれぞれの文化を認め合うよい機会になると思うので、「協調」という言葉でまとめてしまうのはもったいない。	互いのよさや個性、多様な考えを認め合う話し合いの場も重視するなど、より人間関係の形成を育むことができる活動と捉え、他者との「協働」による課題解決の機会を設定していきます。P15の図参照。
15	セカンド スクール 全般	教職員の多忙化、生活指導員の課題、宿泊体験活動を受け入れてくださっている民宿等の高齢化等の課題が大きい。	本委員会でも同様の課題が協議されました。関連内容として、P12に「(7)生活指導員の確保について」があります。なお、民宿等の高齢化については、今後の継続の可能性について、各民宿等と話し合った結果に基づき、新たな体験活動の実施地と宿泊施設を変更した中学校もでてきています。こういった事例も情報として共有化していきたいと思います。
16	その他	教職員の意見を募集すべきである。	全小中学校に、中間のまとめの冊子を配布し、広く意見をいただくよう依頼しました。
17	その他	セカンドスクール・プレセカンドスクールを行うために、実施学年の教員が限られてしまう。	セカンドスクールは、学年行事ではなく学校全体の行事として各校計画することが大切であり、学年の教員に限らず引継ぎ等を十分に行い組織的に対応していきます。
18	その他	セカンドスクールの意義は大きいですが、学校は忙しく教職員は行事をこなすだけで精一杯である。	教員の「働き方改革」は本委員会の検討事項ではございませんが、セカンドスクールの持続的な実施のための方策については、検討してまいりました。
19	その他	セカンドスクールには多額の補助があるのに、修学旅行には補助がないので、補助を見直すべき。	セカンドスクールは、本市独自の特色ある教育活動として、武蔵野市第六期長期計画、第三期武蔵野市学校教育計画に位置付いた事業です。修学旅行は、学習指導要領に基づき各中学校が教育課程に位置付けている旅行・集団宿泊的行事です。市としては、看護師の同行費用など支援を行っています。

(6) 武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市立小中学校に在籍する児童及び生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（以下「ファーストスクール」という。）では体験し難い総合的な体験学習活動を行うセカンドスクールを実施することにより、次に掲げるねらいを達成することを目的とする。

- (1) 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。
- (2) 長期にわたる宿泊体験を通し、生活自立に必要な知識や技能を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。
- (3) 子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の方々との交流を通じて、進んで他者とのかかわる力を培う。

(実施学年)

第2条 実施学年は、小学校においては第5学年、中学校においては第1学年とする。

(活動内容)

第3条 セカンドスクールで実施する指導内容は、それぞれの実施学年の総合的な学習の時間、教科、特別活動及び道徳とし、各学校が創意をもって学習活動を計画し、実施するものとする。

2 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により、校長は、セカンドスクールの教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(実施場所)

第4条 校長は、セカンドスクールの実施場所について、児童及び生徒にとって多様で魅力的な活動が可能であり、かつ、地域社会から協力が得られる場所を選定するものとし、委員会がこれを承認するものとする。

(指導者等)

第5条 セカンドスクールの引率及び指導には、実施学年の学級担任があたるものとし、その他の教員もファーストスクールの教育活動に支障のない範囲で引率及び指導を行うものとする。

- 2 教員の指導補助として学習指導員又は生活指導員を配置するものとする。
- 3 学習指導員は、教員の指示を受け、教材の作成、指導の補助、指導記録の整理等にあたるものとする。
- 4 生活指導員は、宿舎内外における児童及び生徒の健康、安全等生活にかかわる援助及び必要に応じた指導にあたるものとする。
- 5 セカンドスクールには、看護師を各学校1人同行させるものとし、児童及び生徒の健康管理にあたるものとする。

(費用)

第6条 児童及び生徒は、食費の額を考慮して教育長が別に定める費用を負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(7) 武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市立小学校がセカンドスクール（武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱（平成14年11月1日施行）に規定するセカンドスクールのうち小学校第5学年で実施するものをいう。以下同じ。）

を実施するにあたり、同要綱第1条に掲げるねらいの達成に寄与するため、プレセカンドスクールを実施することにより、次に掲げるねらいを達成することを目的とする。

- (1) 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。
- (2) 短期の宿泊体験を通じて、集団生活の基礎を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。
- (3) 子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の人々との交流を通じて、進んで他者とかわる力を培う。
- (4) 学年ごとの発達段階や子どもたちの実態を踏まえ、セカンドスクールの内容との関連を考慮し、学習効果及び学習意欲を高める。

(実施学年)

第2条 実施学年は、小学校第4学年とする。

(活動内容)

第3条 プレセカンドスクールで実施する指導内容は、総合的な学習の時間、教科、特別活動及び道徳とし、各学校が創意をもって学習活動を計画し、実施するものとする。

2 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により、校長は、プレセカンドスクールの教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(実施場所)

第4条 校長は、プレセカンドスクールの実施場所について、児童にとって多様で魅力的な活動が可能であり、かつ、地域社会から協力が得られる場所を選定するものとし、委員会がこれを承認するものとする。

(指導者等)

第5条 プレセカンドスクールの引率及び指導には、実施学年の学級担任があたるものとし、その他の教員もファーストスクールの教育活動に支障のない範囲で引率及び指導を行うものとする。

2 教員の指導補助として学習指導員又は生活指導員を配置するものとする。

3 学習指導員は、教員の指示を受け、教材の作成、指導の補助、指導記録の整理等にあたるものとする。

4 生活指導員は、宿舎内外における児童の健康、安全等生活にかかわる援助及び必要に応じた指導にあたるものとする。

5 プレセカンドスクールには、各校につき看護師1人を同行させるものとし、当該看護師は児童の健康管理にあたるものとする。

(費用)

第6条 児童は、食費の額を考慮して教育長が別に定める費用を負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。